

シーガイア住民訴訟

基金返還で和解へ

高裁 宮崎支部 残金29億円、年内にも

シーガイア支援のために県が六十億円を支出したのは地方自治法違反として、当時の松形祐典知事に金額返還を求めた住民訴訟で、福岡高裁宮崎支部が和解を打診、関係者間の協議が進み、年内にも和解する見通しにあることが分かった。和解案は、県の支出を基に創設された国際コンベンション・リゾートみやまき振興基金を管理するみやまき観光コンベンション協会に対し、松形元知事が公金残条分相当額を県に返還するよう要請する、などの内容。原告団は四日、総会を開き、和解の方針を最終確認。一方、同協会も同日、理事会を開き、同基金から県への二十九億円前後の返還を決めた。県は近く県議会に対し返還について説明する。(26面に関連記事)

関係者によると、和解案は①高裁支部が訴訟外で実質的な解決を図るよう勧告②原告は補助金返還が実現されることを確認し、控訴を取り下げる③松形元知事は「公金支

出が違法である」とする原告側の主張を真摯(しんしん)に受け止める④県と同協会は解決のため、裁判所の意向に沿って控訴を取り下げられ次第、返還のための協定を結ぶ

同基金はバブル崩壊後に低迷していた本県観光・リゾート産業支援を目的に創設。県は補助金として六十億円を支出、宮崎コンベンション・ビューロー(現・同協会)は

宮崎市や市町村振興協会などの補助金、民間からの寄付金約六億五千五百万円を含め、総額六十六億五千五百万円の基金をつくった。当時、シーガイアを経営していたフェ

イアを経営していたフェニックスリゾート社に二〇〇〇年二月、二十五億円を交付したほか、サボテンハーブ園などに拠出した。本年度末の残

「3者」の利害一致

解説 シーガイア住民訴訟

ア住民訴訟

は福岡高裁宮崎支部が和解の打診をしたことか

ら、「年内にも判決」という見方から一転、解決へと進みはじめた。被告である松形元知事

が和解に応じる動きをみせたのは、被告側の主張をほぼ全面的に認めた一審判決にもかかわらず、高裁支部が打診したこと

が大きい。一審判決を踏襲しない可能性が出てきたからだ。また、「裁判が長期化することで、本県の観光イメージが悪く

高見込みは約三十二億二千五百万円。

同訴訟は同年五月、県民七百二十二人が宮崎地裁に提訴。〇三年三月の一審判決では「補助金はシーガイアの存続を目的としており、観光客の誘致など県内の産業、経済に大きく貢献している」と公益性を認め、原告の請求を棄却した。原告は判決を不服として高裁支部に控訴し、今年二月に結審していた。高裁支部は判決について、年内の言い渡しを示唆していた。

県には、同基金返還はマインズではない。財政が逼迫(ひっ迫)している中、一円でも多く財源がほしい状況だ。

財政改革推進計画に基づき県が出資する各基金の返還を求めている中で、高裁支部の判断には「使途が限定される基金より、より公共性がある」という理由も浮かび上がる。

一方、原告は公金が県の財政に戻ること、一定の主張が認められることになる。控訴を取り下げることで敗訴した一審判決が裁判所の判断として残るものの、控訴審を判決まで争った場合、公金の返還を確実に実現できるか分からないことも和解の方針を後押ししたとみられる。

シアガイア 住民訴訟

和解「まだ話せない」

原告、被告側相次ぎ会合



突如表面化したシアガイア住民訴訟の和解への動き。原告団や被告の元知事側、みんぎ観光コ内、相次ぎ会合を開き、方針を確認したが、一様

議を進めたい姿勢をのぞかせた。

原告側の総会には三十人が参加。非公開で行われ、原告団の後藤好成弁護士らが和解案を説明した後、受け入れ方針を了承した。振興基金が県に返還される一定の成果が期待される和解内容にも、後藤弁護士は「今の段階では話せない」と語るだけ。

一方、被告と県の代理人の佐藤安正弁護士は同

基金の県への返還を決めた理事会後、会場を後にするみやぎ観光コンベンション協会関係者や4日午後、宮崎市のレマンホテル

日、同協会の理事会に出席し、和解案やこれまでの協議内容を説明。理事会終了後は「今日の時点ではお話できない」と足早に会場を後にした。

非公開の協議では、松形元知事名で同協会の中島勝美会長に基金の返還を要請する内容の文書が配布され、出席者からは「裁判が長期化すれば、観光地としてのイメージが下がる」などの意見が出され、全会一致で返還を認めたという。

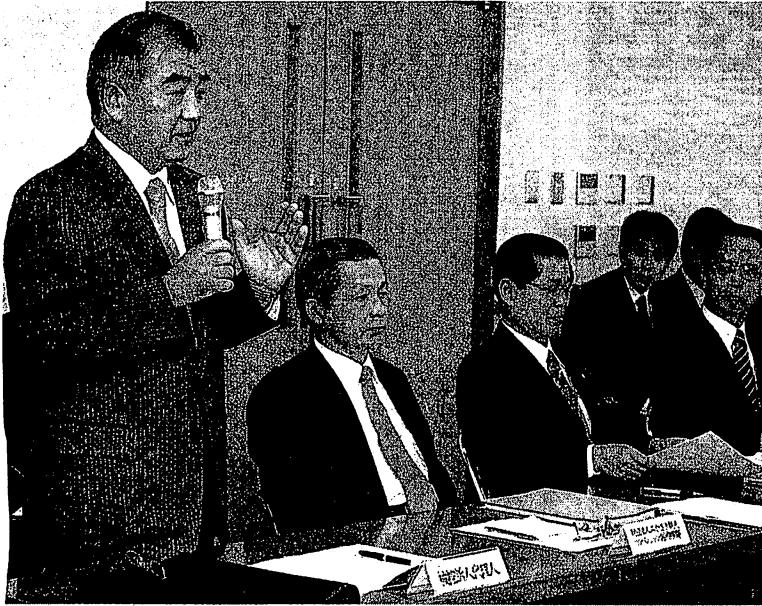
二十九億円が返還されれば、同基金の残高は三億二千五百万円余りに激減する。県が六十億円を拠出して創設する際、県民を巻き込んだ議論に発展した同基金の存続そのものは「何らかの形で県の支援があると思う」と基金事業継続を明言。基金が返還されれば受ける。入れよう松形元知事から要請されている県も、落合兼久商工観光労働部長らが同協会の協議に出席。落合部長は「(二十九億円が)返還されることになれば、議会とも相談して今後の対応を協議したい」と県議会の意向を尊重したい考えを示しながらも、同基金への新たな出資は現段階では白紙としている。

シーガイア住民訴訟

県基金返還受け入れ

県議会で 表 明 和解成立は確実

シーガイア支援のために県が六十億円を支出したのは地方自治法違反として当時の松形祐典知事に全額返還を求めた住民訴訟で、県は今日に開かれた県議会全員協議会で、国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金二十九億円の返還を受け入れる意向を明らかにした。訴訟の全関係者が和解に応じる方針を決めたことで、今月中旬の福岡高裁宮崎支部による意思確認後に和解が成立することが確実となった。（22面に関連記事）



県議会全員協議会でシーガイア住民訴訟の和解を受け入れる
松形元知事の意向を報告する佐藤安正弁護士＝6日午前

全員協議会では、安藤一事と県の代理人の佐藤安正弁護士、松形元知事、同基金を管理するみやざき観光コンベンション協会の中馬章一

事務理事の参考人二人が、和解協議の内容などについて説明を求められた。基金返還について、安藤知事や落合兼久県西工務部長は「県は財政健全化を進めており、

している」として、佐藤弁護士は「控訴が取り下げられれば一審判決が確定する」とし、「松形氏は支出が司法上認められ、その上で紛争が解決されるならば構わないと判断された」と説明。「宮崎リゾート」に関する裁判が続くことは松形氏も危惧している」と、裁判長期化による観光イメージ低下を懸念していることも明らかにした。

同訴訟では、松形元知事が同協会に対し、基金の二十九億円を県へ返還するよう要請し、県にも受け入れを求めた上で、返還が確認されれば原告は控訴を取り下げる一な

どの和解方針を高裁宮崎支部が示している。

「最高裁まで争うべきだ」

シーガイア訴訟和解へ

県議会、不信感あらわ

「最高裁まで争うべきだ」「説明が遅すぎる」。シーガイア住民訴訟の和解への動きを受けて六日に開いた県議会全員協議会では、和解の姿勢を見せる松形祐晃元知事や、秘密裏に進んだ協議に対して不信の声が渦巻いた。「返還するなら、基金がシーガイア救済目的だったことは明白」。議員たちは、徹夜の末に公金六十億円の基金創設を許した五年前の十一月議会を苦々しく思い起した。

をつかれてきた」と憤った。松形の鳥飼謙二団長も「このままでは、シーガと批判。民主の山口哲雄

会長も「和解勧告があった時点で議会で相談すべきだった」と不快感をあらわにした。

二十九億円が県に返還されれば、三億二千万円余りとなる同基金への県の新たな出資に、山口会長は「県は含みを持たせるが、現在の財政状況からは空論」と一蹴（いっしゅう）。公明の長友安弘会長も「観光立県を標榜（ほう）しており、産業浮揚の面からもこのような形がいいのか制度そのものを検討しなければならぬ」と語った。

一方で、鳥飼団長は「やるべきことは山積

全員協議会で、議員からは「支出を適法と認めた一審判決で、われわれは正しかったと喜んだ。今回も最高裁まで争うべきだ」「一審に勝てばいい、金が戻ればいい」という考えにしか思えない」などと松形元知事側や県の対応を批判する声が相次いだ。

基金創設当時、商工労働部長として議会対策に追われた中野広明議員は「基金を創設したのは、厳しい観光産業支援のためだった。その判断が正しいと、勝ち負けをつけてほしい」と控訴審でほしかった」と控訴審の継続を希望。一方で

「松形さんの気持ちになれば敗訴ではないので理解できる」と、元松形側近の顔をのぞかせた。

基金創設を審議した一九九九年の十一月議会で、基金は「シーガイア救済目的」と指摘されて紛糾。会期延長をはさんで、松形元知事が三度頭を下げ、徹夜の末に共産党以外の賛成多数で可決された。

県議会自民党の坂元裕一会長は当時を振り返り、「訴訟のために基金を返還するならシーガイアのためだけの基金だったことは明らか。われわれは（県から）ウン

宮崎日日新聞 2004年12月07日

シーガイア 支援訴訟和解へ

「裁判所の『大岡裁き』」

前知事代理人 全協で説明

宮崎市のシーガイアを支援する基金を巡る住民訴訟が和解に向けて協議が進んでいる問題で、県議会は6日、松形前知事の代理人を務める佐藤安正弁護士と、基金を管理するみやざき観光コンベンション協会の中馬章一専務理事らから経緯の説明を受けた。議員からは「最後まで争うべきだ」などの意見も出たが、安藤知事は「協会に活用予定のない基金の見直しを求めている。返還を受け入れたら」と述べた。

一般質問の初日だった
が和解の報道を受けて急
ぎよ全員協議会を開催。
知事のほか参考人として
佐藤、中馬両氏を参考人
に招き、説明を求めた。
坂口博美氏（自民）の
「控訴審も勝訴を旨指す
べきではないか」との質
問に、佐藤氏は「和解は
原告が控訴を取り下げ、

県側の主張を認めた一審
判決が確定すること。支
出は問題ないと裁判所が
認めたことになる」と説
明。また佐藤氏は「松形
氏から和解を望む発言は
なかったが、宮崎でリッ
ートにかかわる裁判があ
ることを危惧している様
子だった」「結果的に残
ったお金を有効活用する

と言った。言葉は悪い
が『大岡裁き』と言え、
裁判所には良い提案をし

ていただいたと思ってい
る」と話した。

満行潤一（社民）、山

口哲雄（民主）の両氏は
「一審判決が控訴審で覆
る可能性があったのか」
と質問したが、佐藤氏は
「結果は分からない。
（支出を決めた）皆さん
の徹夜の審議が是とされ
たわけです」と述べた。

中馬氏は、29億円の返
還で基金残高が3億円余
になることについて、
「今後も県や協会に観光
への配慮を求めること
で」（4日の理事会の）
出席者からは全く異論は
なかった」と説明した。
知事は、県の支出につ
いて「瑕疵は全くなかつ

た。和解は観光地宮崎を
高裁が考えていることでし
よう」。また取材に対
し、29億円という返還額
について「大きい」と、
財政難の中で歓迎する考
えを示した。

シーガイア訴訟

和解22日に成立

高裁宮崎 支部勧告 29億円県へ返還

県がシーガイア支援のため六十億円を支出したのは、公益性がなく地方自治法に違反する」と当時の松形祐典知事に全額返還を求めた住民訴訟で、福岡高裁宮崎支部は十四日、和解を勧告した。

「国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金」から二十九億円が県に返還される和解は二十日、成立する。(3面に関連記事)

十四日午前にあった協議で原告、松形元知事側代理人弁護士ほか、県とみやざき観光コンベンション協会の関係者も出席。裁判所が和解案についてそれぞれ意見を聴いて、異論は出なかった。

め、同支部は同日午後、勧告書を関係者に手渡した。

関係者によると、裁判所の勧告では原告側の「支出が違法」という主張にくみ取るべき点がある、と指摘。原告が控訴を取り下げることにより、訴訟外で「公金支出をめぐる紛争」の実質的な解決が図られることが妥当だとしている。また、この解決により県民の福祉の増進や県政の充実発展が図られる、としている。

今月四日、原告団は「支出した公金の返還と、当初の訴えの目的が実現する」などと和解を受け入れる方針を総会で承認していた。

松形元知事側は、控訴を取り下げられれば公益性を認めた一審判決が確定することを考慮。和解に応じる姿勢を見せ、基金を管理する同協会に基金返還、県には返還の受け入れを要請していた。

基金は市町村振興協会、民間からの寄付金など六億五千五百万円を含め、総額六十六億五千五百万円で創設。フェニックスリゾート社への二十五億円や観光振興などに支出され、本年度末の残余金は三十二億二千五百万円。同協会は同日、理事会を開き、県出資相金額の二十九億円の返還を決めた。県は十三日まで受け入れを決めていた。

シーガイア住民訴訟
県民722人が2001年5月、宮崎地裁に提起。03年3月の一審判決では「補助金はシーガイアの存続を目的としてお

り、観光客の誘致など県内の産業、経済に大きく貢献している」と公益性を認め、原告の請求を棄却した。原告のうち254人が判決を不服として福岡高裁宮崎支部に控訴し、今年2月に結審

していた。

Q
Z
M

シーガイア住民訴訟
県民722人が2001年5月、宮崎地裁に提起。03年3月の一審判決では「補助金はシーガイアの存続を目的としてお

り、観光客の誘致など県内の産業、経済に大きく貢献している」と公益性を認め、原告の請求を棄却した。原告のうち254人が判決を不服として福岡高裁宮崎支部に控訴し、今年2月に結審

していた。

リゾート基金

「新たな支援」に慎重論

県議会、不信感根強く

シーガイア住民訴訟が和解に向け「着地」しようとする中、「国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金」がクロースアップされている。県は基金を管理するみやざき観光コンベンション協会から二十九億円の返還を受けた後、基金事業への新たな財政支援に向き姿勢を見せている。が、県議会内には慎重な声もあり、基金をめぐる議論は今後活発化しそうだ。

これまでの基金総額は約六十六億五千五百万円。和解案に示された返還額二十九億円の根拠について、県などは本年度末の残高見込み額約三十二億二千五百万円から、県以外の出資分を除く相当額と説明している。

県は十四日の高裁支部での最終確認を前に、全員協議会などで県議会に基金返還受け入れの方針を説明して理解を求めた。受け入れの是非は県議会の議決事項ではないが、基金創設時の経緯から県は「議会で承認したきたい」と慎重な姿勢に終始する。

ただ「県の財政難も理由に返還するのには、まだ出てくれ」と言うのは筋が通らない。「勧告を議会に相談してほしかった」「返還はシーガイア

ア救済だけの基金に映る」と議員に不信感は根強い。基金事業への財政支援が盛り込まれる予算案審議では、活発な議論が予想されている。

同基金は、シーガイアを運営していたフェニックスリゾート社が破たん寸前となった一九九九年、県が六十億円の公金を投じて創設。翌年、同社に二十五億円を拠出した。

シーガイア訴訟 和解

県へ29億円返還

年度内に
協会 松形前知事は「遺憾」
高裁宮崎支部

県がシーガイア支援のため六十億円を支出したのは、公益性がなく地方自治法に違反するとして、県民二百五十四人が当時の松形祐典知事に金額返還を求めた住民訴訟は二十日、和解が成立した。原告が控訴を取り下げ、「国際コンベンション・リゾートみぎぎ振興基金」を管理するみぎぎ観光コンベンション協会が、県に二〇〇五年三月末までに振興基金から二十九億円を返還する協定を結んだ。松形前知事は意見書で「原告の主張を真摯（しんし）かつ重大に受け止め、遺憾の意を表明する」などと、原告の訴訟費用を支払った。（五、二二、二三面に関連記事）

福岡高裁宮崎支部が開

書が取られた。

いた和解期日は原告、被告側代理人井藤士、県、同協会の関係者が出席。十四日に出席した和解勧告を受け、それぞれが意見表明、和解期日調

解が成立した。

裁判所の和解勧告は「原告の違法主張は、一層の福祉の増進および県政の充実発展が図られる」としている。

松形前知事は、意見書で遺憾の意を表明するとともに「原告が県民および県政のために解決の意向を示すにいたったことに深甚から感謝の意を表明する」とした。訴訟費用五万円は同日、代理人を

合意成立に感謝

【松形祐典前知事の語行政と住民の間で紛争が長引くことは行政に

はマイナスであり、早く解決すべきであろうと思

った。原告の方々と紛争

解決の合意が成立するこ

とをありがたく思い、裁

判所をはじめ解決に尽力

いただいた方々に感謝す

る。

事実上の謝罪だ

【寛政華則原告代表の語】松形前知事の表明は

県民に対する、事実上の

謝罪と受け止めている。

返還される公金が県民の

福祉向上などに有益に執

行されることを願う。こ

の裁判は一定の住民自治

を取り戻す大きな一歩だ

ったと思う。



シーガイア住民訴訟

県民722人が2001

年5月、宮崎地裁に提

訴。03年3月の一審判決

では「補助金はシーガイ

アの存続を目的としてお

返還金どう生かすか

解説

シーガイ

ア住民訴訟

書の中で「原告の違法主

張にくむべき問題点があ

る」という内容の盛り込

みを手控えるなど、和解

を主導した。

原告井藤士は「裁判所

は使われていない公金に

還金と基金を今後どう生

かすかが問われる。

関係者によると、和解

協議は一時、控訴の取り

下げか、訴えの取り下げ

かをめり決裂の恐れも

あった。裁判所は原告が

公金が返還される見込みは薄く、今回も「判決では基金残金の扱いまで触れることはできない」という見方が一般的だった。その意味で、基金返還を合意した訴訟外の実質的解決が県民の利益になった、とも言える。

争点となった公金支出をめぐっては、公益性を認めた一審判決と、問題点を指摘した勧告書の内容が後世に残り、基金事業も継続する。

県は一審判決をよりどころにするだけでなく、観光・リゾート産業の位置付けをもう一度県民に問い、必要とされる基金事業と明確な線引きをした上で二十九億円を活用することが、和解を生かす方策に違いない。



和解を受けて会見する松形前知事—22日午前、宮崎市橋通西2丁目・松形総研事務所

「無駄遣いに警鐘」



和解成立を受けて会見するシーガイア住民訴訟の原告団と弁護団—22日午前、宮崎市旭1丁目・県弁護士会館

原告勝利を強調

目的達成し内容総括

シーガイア訴訟和解

シーガイア住民訴訟は二十二日、国際コンベンション・リゾートみやまき振興基金から二十九億四角が県へ返還されるなどの内容で和解が成立、提訴から四年半に及ぶ裁判が終わった。「勝利的和解」「二審判決が確定する」と原告、被告双方は勝ち取った成果の大きさを強調。一方、「疑念を残す支出だったと基金の性格を振り返る首長の声も聞かれる中、県やみやまき観光コンベンション協会は基金事業継続の意向を示すなど、関係者にはさまざまな思いが交錯。また、税金を支払っている県民の意見も分かれた。

和解成立後、原告団、一人は宮崎市旭二丁目の県で、公金返還という住民と弁護団、支援者約三千 弁護士会館で開いた会見、訴訟の目的の大半を達成させた。

昨年三月、一審の宮崎地裁判決後、同じ場所

開いた会見では「支出に公益性がある」とする原告敗訴の判決に怒りの声が相次いだ。それから一年三月後の今年六月、福岡高裁宮崎支部からの和解打診を後藤好成弁護士は「既に結審しており、正直思いがけない」といった。裁判所は「審判決とは違う判断をしている感」を持っていたが、勝つことも負けても最高裁で争うことになる。勝訴でも松形前知事に六十億円の返還を求めることになり、現

実性はない」と、和解のテーマに替わると原告側方針として決定した。十月からの和解協議でも、解決に向けた裁判所の意欲を感じ取ったという。和解は裁判所の勧告書で「原告の違法主張に」くむべき問題点がある」と指摘し、松形前知事が訴訟費用を支払うという内容に弁護団は「勝利的和解」と総括。後藤弁護士は「使われなかった公金に着目し、和解できるのではないかと高裁の高い見識に基づいた結

果」と評価した。賛否率則原告代表は松形前知事が意見書で「遺憾の意」を表したことを「県民に対する事実上の謝罪と受け止めている」と表明して発表。また、四年半にわたる裁判闘争について賛否代表は「訴訟を通して公金無駄遣いに歯止めをかけ、今後、自治体の公金支出に際しても『いいかげんな支出はできない』という警鐘になるのでは」と振り返った。

一審判決確定を重視

松形前知事

和解を受けて被告の松形祐典前知事は、裁判長期化による本県観光への悪影響と、県費支出の公益性、合法性を認め、一審判決確定を重視して和解に際したことを明らかにした。一方で、基金への県費支出は「観光・リゾート産業の安定が目的だった」とあらためて述べた。

新しい観光産業をついてほしいという趣旨と述べ、また提訴されたければ早期に返還していただければ可能性を示唆した。原告側の主張を「真摯（しんしん）に受け止める」とした点に、弁護団は「原告も県政を顧みて提訴したとあり、それを受け止めるという」と説明。遺憾の意は紛争が継続したと受け止める意を表明した。和解で互いが歩み寄った合意点として謝罪ではないことを強調し「訴訟費用の負担も同様の考え」と述べた。

宮崎市橋通西二丁目の松形総研事務所で佐藤安正、江藤利彦両弁護士と会見に臨んだ松形前知事は、一審勝訴にかかわらず和解を受け入れることに「行政と住民の間で裁判が長引くのは正常では

返還を評価／責任不明確

県民 公金投入なお疑問

シーガイア住民訴訟の和解成立を受けて、県民からは「公金返還を評価する」「誰も責任を取っていない」など、あらためて公金支出の在り方に疑問を投げ掛ける声が多く聞かれた。

延岡市大野町、延岡市の危機を救う市民の集い「シーガイアは本県観光の危機を救う市民の集い」は、高鍋町蚊口浦、

代表の小田原良さん（延岡市）は、和解成立を受けて、県民からは「公金返還を評価する」「誰も責任を取っていない」など、あらためて公金支出の在り方に疑問を投げ掛ける声が多く聞かれた。

延岡市大野町、延岡市の危機を救う市民の集い「シーガイアは本県観光の危機を救う市民の集い」は、高鍋町蚊口浦、

代表の小田原良さん（延岡市）は、和解成立を受けて、県民からは「公金返還を評価する」「誰も責任を取っていない」など、あらためて公金支出の在り方に疑問を投げ掛ける声が多く聞かれた。

専門学校の講師土屋幾子さんは「公金支出に対するビジョンや詰めの甘さ、四年半の間、約三十億円という金がそのままの状態で見捨てられていた」と話した。

振興基金は継続

県とコンベンション協

県とみやぎ観光コンベンション協会は県庁で、同協会は国際コンベンション・リゾートを運営する。同協会は、みやぎ観光振興基金事業を継続し、県は必要ない財政支援をする考えをあらためて示した。

同基金はシーガイアが破たんしたことに対し、主要な施設の運営支援に限定された使途を観光・リゾート振興全般に広げ、本年度もテレビドラマ「わがまま」キャンペーンなど自主事業にも用いている。同協会の中馬章一理事長は「一般行政経費と基金で行う事業は整理する必要がある」と指摘、基金活用を慎重に行う姿勢を示した。

シーガイアをめぐる動き

1988年 7月	「宮崎・日南海岸リゾート構想」が総合保養地整備法1号に指定
12月	県などの出資で第三セクター「フェニックスリゾート」設立
91年 5月	国有林の保安林解除をめぐる、処分取り消しなどを求め、住民が国と県を相手に提訴（のちに最高裁で住民側訴えは却下）
94年10月	シーガイア全面開業
99年 6月	3月期決算で累積赤字約1115億円が明らかに
9月	協調融資団幹事行の第一勧業銀（当時）が新規融資打ち切り通告
10月	県に58億円の支援要請
12月	県が60億円支出の「国際コンベンション・リゾートみやぎ振興基金」を県議会が可決
2000年 1月	振興基金を設置、基金がらフ社に25億円交付
5月	「シーガイア支援基金の住民訴訟をすすめる会」が知事に60億円返還を求めて宮崎地裁に提訴
7月	九州・沖縄サミット宮崎外相会合開催
9月	第1回回頭弁論で知事側争う姿勢。松形知事が国内外の教社に経営参加を交渉していることを明かす
01年 2月	フ社、宮崎地裁に会社更生法の適用を申請。負債総額3261億円は第三セクターとして過去最大
5月	ミッドランド・ホールディングスがグランド・ミッドランドを買収
02年12月	審判が結審
03年 3月	審判・宮崎地裁判決で「補助金はシーガイアの存続を目的としており、観光客誘致など県内の産業・経済に大きく貢献している」と公益性を認め、原告側の請求を棄却
4月	原告側が判決を不服として福岡高裁宮崎支部に控訴
5月	控訴審第1回回頭弁論
04年 2月	控訴審が結審
6月	高裁宮崎支部が和解を打診
8月	原告団が総会を開き、和解のテーブルに着くことを確認
10月	和解協議が始まる
11月	高裁宮崎支部が和解方針を示す
12月	原告・被告、県、みやぎ観光コンベンション協会が和解受け入れの方針固める。14日、高裁宮崎支部が和解勧告。22日、和解成立

「おかしい」と県を批判するのは南郷村鬼神野、農林業岩田幸男さん（55）。「県は和解を選んだことで、県も県議会も傷つかなかった。破たんまでのつないで終わらせたように見える」と憤る。

また、えびの市栗下の自営業吉留優二さん（51）は「結局、誰も責任を取らないまま終わってしまった感があり、納得できない。破たんまでのつないで終わらせたように見える」と憤る。

「返還は妥当」
県市町村振興協会（理事長・津村重光宮崎市長）は、国際コンベンション・リゾートみやぎ観光振興基金に対し、同協会が運用するみやぎ観光振興基金に立てから三億円を出資した。津村市長は「（六十億円の拠出は）疑念を残す支出だった。県に返還するのは妥当」と話す。シーガイアが破たんしたことに対し、主要な施設の運営支援に限定された使途を観光・リゾート振興全般に広げ、本年度もテレビドラマ「わがまま」キャンペーンなど自主事業にも用いている。同協会の中馬章一理事長は「一般行政経費と基金で行う事業は整理する必要がある」と指摘、基金活用を慎重に行う姿勢を示した。

町村会長の前田穂綾町長は「基金の拠出自体には県民もいろいろな受け止め方があると思うが、和解によって問題が解決されることは観光浄場の面からも前向きにとらえたい」とした。同協会出資分の残額約一億五千万円については、両首長とも返還を求める考えはないという。

社説

シーガイア訴訟和解

県が旧シーガイア支援で支出した六十億円のうち、その残金返還を求めていた住民訴訟が正式に和解したこと、松形前県政の「負の遺産」が一つ清算されたといえよう。

当時の松形県政が公金六十億円を支出した際、県議会はこのリゾート基金創設で揺れに揺れていたききつつあり、県民の県政不信が広がるきっかけにもなった。住民訴訟が起こったのはこう

前県政の「負の遺産」を清算

した背景も無縁ではない。

第三セクターへの公金投入問題は全国で訴訟が相次いでいる。今回の和解はそれぞれの立場を保つことができたわけだが、公金の使い方が厳しく問われる時代には変わりはない。安藤県政はこれを教訓にすべきだ。

県への返還29億円に

旧シーガイアへの公金投入は二〇〇

〇年一月で、その額は二十五億円。もとより、五十八億円の投入が予定されていたが、旧シーガイア側も企業努力などをした結果、予定額より少なくなった。住民訴訟で問われたのは六十億円支出が地方自治法違反に当たり、全額を返還すべきだということだった。だが、一審判決は、公金投入が「シーガイアの存続を目的としており、観光客の誘致など県内の産業、経済に大

き貢献している」とし、公益性を認めた。原告住民側の請求を棄却したため、福岡高裁宮崎支部で控訴中だった。同支部が「支出を違法とする主張にくむべき問題点がある」として和解勧告をしたことから、松形前知事と住民側が受け入れた。

公金投入への警鐘に

結果的に訴訟が続いたことで県支出

会」は松形前知事の要請を受ける形で、県の支出割合に当たる二十九億円を返還した。住民側にとっては全額ではないが、県への返還が実現したことで訴訟の目的を達し、松形前知事も一審判決そのものは残ることから、和解は双方の思いが一致したといえる。

創設分の残金は県に返還されたが、松形前県政は旧シーガイアに二十五億円投入後、その残金は県に返還する措置を取るべきだったのではないか。

リゾート基金が旧シーガイアの支援にあつたにもかかわらず、残金を観光振興という大義名分で私企業への補助金に充て始めた。

もちろん、公益性の基準はあったが、県民からみれば「なぜ公金を私企

業に補助するのか」という反発があつたことは確か。この基金からのスカイネットアジア航空(SNA)への公金投入は見送られた。結局、一般会計からの公金投入だった。が、これも経営難から産業再生機構に経営を委ねた。第三セクターへの地方自治体の公金投入問題は全国で訴訟が相次いでいる。山口県下関市では、経営破たんした第三セクター「日韓高速船」へ公金を投入した前市長に対し、広島高裁が一部の公金支払い返還を命じる判決を言い渡している。今回のシーガイア訴訟も和解ではあるが、公金投入へ警鐘を鳴らしたといえよう。

新生シーガイアはいまも本県観光の要である。公金投入があつたから施設が残ったし、米国資本の買収もあつたと強調する考えもあるが、このことが公金投入の免罪符にはならない。

安藤知事は就任後、一転、この公金投入に理解を示した。返還二十九億円の使途で再び姿勢を問われるだろう。

リゾート開発の教訓に

入谷貴夫宮崎大教授

巨額の公金支出の適否を争ったシーガイア住民訴訟は二十三日、和解という形で決着した。今年十月、本県で開かれた日弁連人権擁護大会の「リゾート法検証」分科会で基調講演し、パネリストを務めた入谷貴夫宮崎大教授(財政学)に、訴訟の背景と意味、今後の観光・リゾートの在り方などを寄稿してもらった。

「住民基本」を実現

今回の和解で、住民の声の基が実現した。住民自治の貴重な成果であり歓迎したい。



アへの公金支出の背景で、リゾート開発の教訓を、開発型のリゾート政策の誤りを、財政問題に出たことになった。その意味で、地域振興の根本問題が問われた。

シーガイア訴訟和解

私は、本県で開催された日弁連の人権擁護大会で、観光政策を統合した宮崎は、故宮崎太郎

地域振興策が求められ氏が提唱した自然を大切にすめる美的観光により、第二に、リゾート法は観光が地域経済を引っハコ物建設中心であったため、どのような地域が望ましいかという指標づくる。また、綾町や西米良くがな、かえて地城振興の障害となっている。観光業と他の基幹産業との共存と伝統的観光地の発展について、明確な目標設定が重要である。環境を犠牲にした成長は、もはや発展とは呼ばないのではないかという合意ができた。経済主義の呪縛(じゅばく)にとらわれない維持可能で内発的な地域社会づくりと、それに組み込まれた観光の創造が望まれる。

第三に、第三セクター方式は、情報公開が十分なため住民に情報が届かなかった。したがって、この課題の解決は、まなだ清くない。住民参加のもとで、県政自体が、リゾート開発の教訓と展望を導き出すことが期待されている。

【裁判所の和解勧告】

当裁判所は、本件公金支出を違法として原告らが提起した本件訴訟に、その違法を認め、公金支出が存するものと認める。そこで、本件訴訟を、本件訴訟が行政事件訴訟であるとして、和解勧告をする。和解勧告は、原告と被告の間に、和解の意思がある場合に、和解勧告をする。和解勧告は、原告と被告の間に、和解の意思がある場合に、和解勧告をする。

【原告団の意見書】

原告らは被告に対し、被告が本件公金支出が地方自治法および地方財政法の趣旨に照らして違法なものであることを認め、また同被告に対し、原告らに損害賠償を請求する。原告らは被告に対し、被告が本件公金支出が地方自治法および地方財政法の趣旨に照らして違法なものであることを認め、また同被告に対し、原告らに損害賠償を請求する。

和解勧告、意見書などの要旨

【和解勧告】

原告らは本件の解決の方を要請する。原告らは本件の解決の方を要請する。原告らは本件の解決の方を要請する。原告らは本件の解決の方を要請する。原告らは本件の解決の方を要請する。

【松形知事の意見書】

被告は原告らに対し、本件公金支出が違法なものであることを認め、また同被告に対し、原告らに損害賠償を請求する。被告は原告らに対し、本件公金支出が違法なものであることを認め、また同被告に対し、原告らに損害賠償を請求する。

【原告団の意見書】

原告らは被告に対し、被告が本件公金支出が地方自治法および地方財政法の趣旨に照らして違法なものであることを認め、また同被告に対し、原告らに損害賠償を請求する。原告らは被告に対し、被告が本件公金支出が地方自治法および地方財政法の趣旨に照らして違法なものであることを認め、また同被告に対し、原告らに損害賠償を請求する。

【被告の意見書】

被告は原告らに対し、本件公金支出が違法なものであることを認め、また同被告に対し、原告らに損害賠償を請求する。被告は原告らに対し、本件公金支出が違法なものであることを認め、また同被告に対し、原告らに損害賠償を請求する。

【和解勧告】

原告らは本件の解決の方を要請する。原告らは本件の解決の方を要請する。原告らは本件の解決の方を要請する。原告らは本件の解決の方を要請する。原告らは本件の解決の方を要請する。

前知事「情報開示は不十分」 謝罪

高裁、支出に「問題点ある」

原告側「実質的な勝利」

シーガイア
訴訟和解



会見する菅谷幸則・原告団代表（中央）と
後藤好成弁護士（右）

22日に和解が成立したシーガイア住民訴訟。福岡高裁宮崎支部が和解勧告書で、住民側主張に「汲むべき問題点が存する」と指摘したことで、原告側には「実質的な勝利だ」という満足感が漂った。一方、松形祐典前知事は「支出は適法」と強調しながらも「（当時の）情報開示に不十分な点があった」と説明不足を謝罪した。

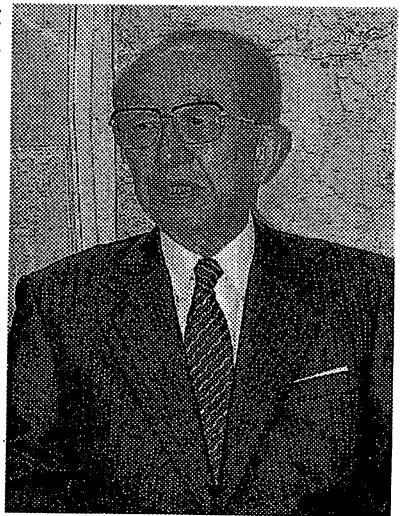
【中尾祐児、佐藤恵二】

同支部で原告、被告双方和解に最終合意。住民側方の計約30人が出席し、一が（松形前知事が）公

金支出が違法不適切であったと認めることを求める、松形前知事は「（住民側の）主張を真摯、かつ、重大に受け止め、遺憾の意を表明する」などという内容の意見書を提出した。

会見した原告側の後藤好成弁護士は、同支部の指摘について「具体的な違法性への言及はなかったが、（敗訴した）1審と違う考えを持っていると感じた」と評価。和解に応じたのは、残金が返還されれば訴訟目的を達成できる▽逆転勝訴しても松形前知事個人での返

「雨降って地固まる」と和解の意義を強調する松形前知事



還は困難——などが理由だった、とした。

また、松形前知事の「遺憾の意」については、「紛争解決への原告の苦勞に對し、迷惑をかけて申し訳ないという意味」と述べ、「謝罪」として受け取る考えを示した。

松形前知事は宮崎市の事務所で見会。和解について「住民との訴訟が早く解決され、県政が安定すること誰しも望んでいる。『雨降って地固まる』と理解してほしい」と意義を強調した。

支出当時の経緯では「シーガイア内部の経理状況を県は詳しく承知していなかったし、借入金

れ金額などは出しにくかった」と述べ、情報開示が不十分だったことを認めた。

29億円の返還については「県民が残金返還を言うのも当たり前だと思ふ」と原告側の主張に理解を示した。「訴訟外で返還を考えなかったのか」の質問には「裁判がなければ、そうだったと思う」と個人的見解を明らかにした。

和解成立について基金を運営する「みやぎ観光コンベンション協会」の中馬章一専務理事は「基金は県の観光振興に役立てられており、返還は『断腸の思い』。だが、訴訟が長引くことで宮崎観光のイメージダウンはよくない」とコメント。協会は同日、安藤忠恕知事に「（返還後も）引き続き基金事業への配慮を求める」との要望書を提出した。

シーガイア訴訟

「現実的な解決策」

原告側、勝利を強調

シーガイアへの公金支出をめぐる訴訟は22日、宙に浮いた29億円を基金から宮崎県に返還することで和解が成立した。原告住民側は「和解勧告書には『違法主張にくむべき点が残す』とあり、我々の主張が認められた和解」と「勝利」を強調。一方、被告の前知事も「勝訴した一審判決が確定する」と安堵の表情を見せた。

(一面参照)

原告住民側の代理人、後藤好成弁護士は控訴取り下げ後、県弁護士会館で住民約30人を前に「和解は勝利と確信してもらっていい」と説明。「(三セクへの公金支出を巡る訴訟で)現実的な解決を図る一つのケースを示せたのでは」と誇った。

損害回復で実を取った

宮崎良夫・東京経済大教授(行政法)の話 住民訴訟には行政の違法性をただす面と損害回復を図る面がある。「違法性認定を勝ち取るべきだ」

この指摘もあり得るが、勝訴しても高額賠償を個人では支払えないという側面もある。損害回復が一部でもなされた今回の和解は実を取ったと言えるし、違法性にも大きな疑問符を付けることができたのではないのか。

み上げた。

和解協議の中で、住民側は松形前知事の謝罪を

要求した。前知事側は受け入れず、和解に当たっての意見書に、住民側の主張を「真摯かつ重大に受け止め」、訴訟が「ようやく解決をみることに

進」と受け止める空気が大半だった。直接の関係者ではない基金管理団体と県にとっても歓迎できる内容だった。管理団体にあっては、残金の大半は浮いた形となっており、訴訟が長期化し県観光へのマイナスイメージが強まるよりは、早期解決を望んだ。県は財政難から、ほかの基金にも「浮いた額があれば返還を」と求めていたほどだ。

残金については「返還は当然」という声もある。今回の訴訟が残した意義は、「支出額の一部返還の実現」よりも、公金支出には「公益性だけでなく、金額の妥当性などを含め、慎重な議論が必要だ」との教訓ではないか。(福地浩司)

公金支出 妥当性議論を

《解説》シーガイア訴訟の和解は、58億円を支援した段階で倒産、残金があったため可能と

なった現実的な解決策だった。支出の公益性を認めた一審判決が確定するものの、裁判所側が被告書で「(原告側の)違法性主張にくむべき問題点がある」と指摘したことを受けて、住民側は「実質勝訴」と受け止めている。

前知事側は「一審確定」を評価する。03年の一審時は現職だったが、その後には引退し、メンツの問題は後退。裁判の長期化を避けたという意思もあった。一方、住民側には「勝訴しても86歳の前知事にここまで支払い能力があるのか」と懸念もあったが、一審敗訴の重い現実もあり、返還の一部実現を「大きな前

進」と受け止める空気が大半だった。直接の関係者ではない基金管理団体と県にとっても歓迎できる内容だった。管理団体にあっては、残金の大半は浮いた形となっており、訴訟が長期化し県観光へのマイナスイメージが強まるよりは、早期解決を望んだ。県は財政難から、ほかの基金にも「浮いた額があれば返還を」と求めていたほどだ。

残金については「返還は当然」という声もある。今回の訴訟が残した意義は、「支出額の一部返還の実現」よりも、公金支出には「公益性だけでなく、金額の妥当性などを含め、慎重な議論が必要だ」との教訓ではないか。(福地浩司)



●和解後に記者会見する住民側弁護士●会見する松形祐典前知事●いずれも22日午前、宮崎市で

シーガイア訴訟和解

基金、県に29億円返還

高裁宮崎支部

宮崎市のシーガイアを支援する基金に宮崎県が60億円を拠出したのは公益性がなく違法として、松形祐典・前知事を相手に県民ら約2500人が拠出金の返還を求めた住民

訴訟の控訴審は22日、福岡高裁宮崎支部（桜井登美雄裁判長）で事実上の和解が成立した。基金の残高約32億円のうち、支出割合にほぼ相当する29億円が県に返還される。

赤字第三セクターへの公金投入の是非が問われた訴訟は、00年5月の提訴から4年半で決着した。（35面に関係記事）

和解は裁判所側の勧告に基づいたもので、県に29億円が返還されるよう前知事が基金と県に要請、基金と県が了承し、原告側が控訴を取り下げた。返還期日は来年3月末まで。裁判所は勧告で「原告側の主張にくむべき点

がある」と指摘していた。原告側は「返還実現で訴訟目的の大半は達成する」と話し、前知事側は「控訴取り下げで、支出の公益性を認めた一審判決が確定する意義が大きい」としている。

県は00年1月、多大の累積赤字を抱えていたシーガイア支援のため、60億円を出資し基金を創設。うち25億円をシーガイアを運営していた第三

セクター「フェニックスリゾート」に補助した。県民らは同5月、公金返

還を求める住民訴訟を宮崎地裁に起こした。03年3月の一審判決は

「支出の公益性を認め、原告の請求を棄却した。原告側は同4月、福岡

高裁宮崎支部に控訴していた。

シーガイア訴訟

29億円返還で和解

高裁宮崎「公金支出に問題点」

宮崎市のシーガイアの経営支援に県費60億円を支出したのは違法として

支出の不適正さを一定程度認める形となった。

和解内容は、支出金を管理する「国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金」に、松形前知事が残金29億円の返還を要請▽県は返還を受け入れる▽原告は控訴を取り下げる―など。

「何を指すのか分からない。今も支出は適法だったと考えているが、早期の解決を望んで和解し

た。県の1審勝訴という判決は残る」と述べた。原告側が控訴取り下げの条件としていた「謝罪の意」については「原告の主張を真摯かつ重大に受け止める」と表明した。

シーガイアは第三セクターとして93年開業。01年2月、会社更生法適用を申請して破たんし、現在は米投資会社が出資するフェニックスリゾート

が運営している。県は破たん前の00年1月、「観光振興」目的で基金に60億円を支出。基金は運転資金として25億円をシーガイアに交付したため、住民側が同年5月、「地方自治法違反」と宮崎地裁に提訴。請求を退ける地裁判決（03年3月）を受けて控訴し、今年2月に結審した。

【中尾祐児、佐藤恵二

宮崎市のシーガイアの経営支援に県費60億円を支出したのは違法として、県民254人が松形祐亮前知事に全額返還するよう求めた住民訴訟は、22日に和解が成立した。原告が控訴を取り下げたため原告側敗訴の1審判決が確定したが、福岡高裁宮崎支部（桜井登美雄裁判長）は和解勧告書で「公金支出を違法とする」住民側主張に汲むべき問題点がある」と指摘。

和解内容は、支出金を管理する「国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金」に、松形前知事が残金29億円の返還を要請▽県は返還を受け入れる▽原告は控訴を取り下げる―など。

会見で原告側の後藤好成弁護士は「裁判所が1審とは違う立場で臨んでいたと思う。実質的にベストな解決で、1審より

前進した『勝利的な和解』だと話した。

一方、松形前知事は宮崎支部の指摘について

「何を指すのか分からない。今も支出は適法だったと考えているが、早期の解決を望んで和解し

た。県の1審勝訴という判決は残る」と述べた。原告側が控訴取り下げの条件としていた「謝罪の意」については「原告の主張を真摯かつ重大に受け止める」と表明した。

シーガイアは第三セクターとして93年開業。01年2月、会社更生法適用を申請して破たんし、現在は米投資会社が出資するフェニックスリゾート

毎日新聞 2004年12月23日

日本経済新聞 2004年12月23日

シーガイア訴訟和解

住民側と 基金、県へ29億円返還

高裁宮崎支部

宮崎県が大型リゾートとして双方に勧告し、施設シーガイアを支援するために支出した六十億円には公共性がなく地方自治法に違反するとし、県民側は「県への返還を求めた住民訴訟は二十三日、福岡高裁宮崎支部で和解が成立した。支出を受けた基金が二十九億円を県に返還することで合意。同支部が「支出を違法とする主張にくむべき点がある」と指摘。

宮崎県が大型リゾートとして双方に勧告し、施設シーガイアを支援するために支出した六十億円には公共性がなく地方自治法に違反するとし、県民側は「県への返還を求めた住民訴訟は二十三日、福岡高裁宮崎支部で和解が成立した。支出を受けた基金が二十九億円を県に返還することで合意。同支部が「支出を違法とする主張にくむべき点がある」と指摘。

宮崎県が大型リゾートとして双方に勧告し、施設シーガイアを支援するために支出した六十億円には公共性がなく地方自治法に違反するとし、県民側は「県への返還を求めた住民訴訟は二十三日、福岡高裁宮崎支部で和解が成立した。支出を受けた基金が二十九億円を県に返還することで合意。同支部が「支出を違法とする主張にくむべき点がある」と指摘。

宮崎県が大型リゾートとして双方に勧告し、施設シーガイアを支援するために支出した六十億円には公共性がなく地方自治法に違反するとし、県民側は「県への返還を求めた住民訴訟は二十三日、福岡高裁宮崎支部で和解が成立した。支出を受けた基金が二十九億円を県に返還することで合意。同支部が「支出を違法とする主張にくむべき点がある」と指摘。

宮崎県が大型リゾートとして双方に勧告し、施設シーガイアを支援するために支出した六十億円には公共性がなく地方自治法に違反するとし、県民側は「県への返還を求めた住民訴訟は二十三日、福岡高裁宮崎支部で和解が成立した。支出を受けた基金が二十九億円を県に返還することで合意。同支部が「支出を違法とする主張にくむべき点がある」と指摘。

宮崎県が大型リゾートとして双方に勧告し、施設シーガイアを支援するために支出した六十億円には公共性がなく地方自治法に違反するとし、県民側は「県への返還を求めた住民訴訟は二十三日、福岡高裁宮崎支部で和解が成立した。支出を受けた基金が二十九億円を県に返還することで合意。同支部が「支出を違法とする主張にくむべき点がある」と指摘。

宮崎県が大型リゾートとして双方に勧告し、施設シーガイアを支援するために支出した六十億円には公共性がなく地方自治法に違反するとし、県民側は「県への返還を求めた住民訴訟は二十三日、福岡高裁宮崎支部で和解が成立した。支出を受けた基金が二十九億円を県に返還することで合意。同支部が「支出を違法とする主張にくむべき点がある」と指摘。

宮崎県が大型リゾートとして双方に勧告し、施設シーガイアを支援するために支出した六十億円には公共性がなく地方自治法に違反するとし、県民側は「県への返還を求めた住民訴訟は二十三日、福岡高裁宮崎支部で和解が成立した。支出を受けた基金が二十九億円を県に返還することで合意。同支部が「支出を違法とする主張にくむべき点がある」と指摘。

宮崎県が大型リゾートとして双方に勧告し、施設シーガイアを支援するために支出した六十億円には公共性がなく地方自治法に違反するとし、県民側は「県への返還を求めた住民訴訟は二十三日、福岡高裁宮崎支部で和解が成立した。支出を受けた基金が二十九億円を県に返還することで合意。同支部が「支出を違法とする主張にくむべき点がある」と指摘。

宮 崎

シーガイア訴訟和解

住民側の
実質勝利

県に29億円返還へ



勝利和解の報告をする原告団
代表と弁護団＝22日、宮崎市

大型リゾート施設「シーガイア」(宮崎市)の破たん前に宮崎県が六十億円の県費を支援のために基金に支出したのは違法だと、住民二百五十四人が松形祐典前知事に對し、全額返還を求めた住民訴訟で、二十二日、住民側実質勝利の和解が成立しました。

原告と被告の松形前知事が合意した和解内容は、①基金管理団体が残額二十九億円を県に返還する②松形氏は遺憾の意を表明する③松形氏は訴訟費用五万円を支払う—というもの。

和解を受けて、松形前知事は「公金支出が違法不適切との控訴人らの主張を真摯(しんしん)に、かつ重大に受け止める」として、遺憾の意を表明しました。

同訴訟は、一審で敗訴した原告が控訴し、福岡高裁宮崎支部は十二月十四日、「控訴人の違法主張に汲(くみ)むべき問題点が存するものと考えられる」と指摘し、和解を勧告していました。

和解合意後、原告住民と弁護団、支援者は宮崎県弁護士会館で記者会見と報告集会を開き、原告団代表の菅谷幸則さん(み)が「公金のムダ遣いに歯止めをかけた。一定の住民自治を取り戻す大きな一歩だ」と話しました。

「基金」へ六十億円の県費投入に反対したのは、日本共産党の前屋敷えみ県議だけ。報告集会でも、「県議会で、県費支出に反対したのは日本共産党だけだった。これからも頑張る」との発言もありました。

シーガイア訴訟勝利和解に誇り 住民自治 取り戻す一歩



「シーガイア支援基金の返還を」と署名活動する人たち＝宮崎市

公金のムダ遣いに歯止め 宮崎

「県民と日本共産党の 民自治を取り戻す大きな一歩だ」。宮崎県が、第三セクターのために注ぎ込んだ県費

六十億円のうち二十九億円を返還させることの勝利と和解が成立した二十二日、原告住民と支援者の人たちの表情は、たたかいの成果に誇りと確信に満ちていました。

シーガイア支援「基金」への県費支出は、違法であるとして約三千三百人の県民が住民監査請求をおこない、それに続く裁判提訴。こうしてたたかいたが、投入した公金六十億円のうち、未使用分を返還させ、ムダ遣いを二十五億円で食い止める力となったのです。

原告団の一人で、シーガイア建設にともなう松林伐採反対運動も含め、十数年たたかってきた林好美さん（モ）宮崎市大島町は「裁判を通じて、シーガイアのための巨額の税金のムダ遣いが、次々と明らかになり

ました。そしてムダ遣いは許さないとの県民世論も広がっていったんです。この勝利和解は、運動と県民の力で勝ち取ったものです」と話していました。

シーガイア支援「基金」への六十億円の県費投入は、一九九九年十二月の県議会で、大多数の県民と日本共産党の前屋敷えみ議員の反対を押し切り、強行可決されました。このとき、シーガイアの累積赤字は、約千二百億円。すでに破たんは明白でした。

和解を受けた原告側の報告集会で、支援者から「県議会で、県費支出に反対したのは日本共産党だけだった。これから頑張らしてほしい」との発言にもあったように、こうした公金支出を容認した「オール与党」県議会の責任も重大です。

第三セクターを隠れみのにした無駄な事業は全国各地で行われており、失敗・破たんしても救済のために湯水のように税金が投じられていること、の不当性が改めて問われています。

今回の和解は「宮崎の住民運動の歴史上、画期的なことで全国に誇るべき成果」（後藤好成弁護士）であり、公金を自治体と住民の手に返還させる展望を全国に示したといえます。

宮崎県・山本真史記者